

会 議 記 録

会議名称		第50回杉並区環境清掃審議会
日時		平成24年3月29日(木)午後2時00分~午後3時53分
場所		区役所 中棟5階 第3委員会室
出席者	委員名	青山会長、秋田委員、井口委員、石川貴善委員、石川恵委員、大川委員、大澤委員、木村委員、矢島委員、杉之原委員、鈴木雅也委員、寺田委員、中村委員、平田委員、山本委員 (15名)
	区側	環境清掃部長、環境課長、清掃管理課長、杉並清掃事務所長、方南支所担当課長、みどり公園課長、建築課長
傍聴者数		1名
配付資料等	事前	第49回審議会会議録(案) 杉並区基本構想10年ビジョン 一定規模以上の開発事業等の報告(建築物の建設) 一定規模以上の開発等にかかる報告(緑化・6件) 「杉並区みどりの基金」の運営状況について みどりの顕彰「後世に残したい杉並の屋敷林」の実施について 平成24年度の環境施策
	当日	「杉並区総合計画、杉並区実行計画(案)」 「後世に残したい杉並区の屋敷林」
会議次第		第50回杉並区環境清掃審議会 1 会長あいさつ 2 第49回会議録(案)の確認 3 会議内容 報告事項 (1) 一定規模以上の開発等の報告(建築物の建設) (2) 一定規模以上の開発等に係る報告(緑化・6件) (3) 「杉並区みどりの基金」の運営状況について (4) みどりの顕彰「後世に残したい杉並の屋敷林」の実施について (5) 平成24年度の環境施策について 4 その他

<p>会議の内容 及び 主要な発言</p>	
-------------------------------	--

<p>発言者 環境課長</p>	<p style="text-align: center;">第50回環境清掃審議会発言要旨 平成24年3月29日(木) 発言要旨</p> <p>皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、環境清掃審議会を始めさせていただきます。開会に先立ちまして、私のほうから委員の皆様方の出席状況についてご報告をさせていただきます。</p> <p>今現在、出席数14名でございます。事前に欠席の報告をいただいております方が5名、遅れるという連絡をいただいた方も1名でございます。過半数の定足数に達しておりますので、この会議は有効に成立をさせていただきます。</p> <p>また、本日は傍聴希望者の方が1名でございます。次に報告事項等に関する資料の確認をさせていただきます。まず、事前配付させていただきました資料といたしまして、「杉並区基本構想10年ビジョン」、冊子になっているものです。それから、「一定規模以上の開発事業等の報告」、建築物の建設と書いてございます。それから、「一定規模以上の開発等にかかる報告」こちらのほうは緑化に関するもので、これが6件ございます。次に、「杉並区みどりの基金」の運用状況について、それから、みどりの顕彰「後世に残したい杉並の屋敷林」の実施について。あと平成24年度の環境施策について。最後に前回の会議録でございます。が確認をください。</p> <p>なお、本日、席上配付をさせていただきました資料といたしまして、「杉並区総合計画、杉並区実行計画(案)」と書かれたクリーム色の冊子でございます。先ほど申し上げました「後世に残したい杉並区の屋敷林」こちらのほう事前配付はしましたけれども、カラー刷りのパンフレットのほうを本日席上に配付させていただきましたので、こちらのほうも参考にさせていただきたいと存じます。会議に先立ちまして、私のほうからは以上でございます。</p> <p>それでは、会長、議事進行をよろしくお願いたします。</p>
<p>会長</p>	<p>新年度を迎えて、春もやっと来たという感じで、皆さん、お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。</p> <p>今日は、議事事項はなしということで、報告事項でございますけれども、基本構想、基本計画等の案が出てきていますので、お時間がありましたら、これに対する、特に環境分野での思いを語っていただきますよう、よろしくお願いたします。</p> <p>それでは、議事内容で報告事項1「一定規模以上の開発事業等の報告について」、建築課長のほうからお願いたします。</p>

<p>建築課長</p>	<p>それでは、「一定規模以上の開発事業等の報告について」報告させていただきます。この一定規模以上というのは、10,000㎡以上の建築物があったときには、報告するというに基づいて報告するものでございます。</p> <p>お手元の資料をご覧ください。（仮称）杉並区高井戸東三丁目計画となっております。敷地住居表示でございますが、高井戸東三丁目29番、現地は通称日環八と井の頭通りの交わる交差点のすぐ南になってございます。地域地区は記載のとおりに書いてございますが、ちょっと細かいので後で説明させていただきます。敷地は3981.97㎡。用途は共同住宅、戸数137戸。構造規模ですが、鉄筋コンクリート造で地上10階でございます。建築面積は記載のとおり、それから延べ面積が10438.87㎡ということで、10,000㎡を超えているというものでございます。最高の高さが30.68mでございます。予定工期としては記載のとおりもう既に工事が始まった状況となっております。建築主は記載の阪急不動産株式会社。経過でございますが、23年2月に「まちづくり条例」の24条に基づく届出以降経過でございます。</p> <p>ページをめくっていただいて、添付資料の目次がございまして、その次でございますが、2月28日に出された大規模開発事業者の届出。土地利用構想届出書となっておりますが、これは杉並区「まちづくり条例」の24条の規定に基づいての届出でございます。大規模開発事業者名、それから設計者、長谷工コーポレーションとなっております。そのほか記載のと通りの土地利用、土地利用構想の区域の概要ということでページをめくっていただきまして、次のページの5でございますけれども、土地利用構想の基本方針ということで、土地利用の方針といましては、計画地は杉並区まちづくり基本方針において中密度基盤改善型住宅地区に位置づけられ、地域特性に応じた土地利用を推進する住宅としている。この方針に基づいて安全・快適な耐震・不燃の建物とし、若いファミリー層の定住化を計り、住環境の整った都市型住宅の建設を行います。というものでございます。</p> <p>その下、公共施設及び広域的施設の整備の方針ですが、計画地の東側・西側道路には、現在歩道がないため、敷地内に歩道状空地及び広場状空地のオープンスペースを配置し、安全で良好な歩行者空間を確保し、マンション住民及び近隣住民の安全を図ります。敷地周辺には、緑空間を再生し、ゆとりとうるおいのある良好な住環境の創出に努めます。</p> <p>それから、周辺環境及び景観の保全の方針ということで、井の頭通り側に広場</p>
-------------	--

状空地、オープンスペース等を設け、ポケットパーク的な整備をするとともに、既存樹木（大樹）を可能な限りの保存等に努め、快適な環境空間を確保する等となっております。

ページをめくっていただいて、もう1枚おめくりいただきまして、その次が杉並区長あての大規模開発事業者による土地利用構想に関する協定書の規定による変更の届出書ということで、土地利用構想届出で、区と開発要綱等に基づいて調整をした結果、協定が結ばれるということで、下の項目で1となっておりますけれども、道路区域確定に伴う事業敷地の変更、それから建築計画の詳細設計に伴う建築概要の変更ということでございますが、ちょっと詳細については今日は都市計画課長がいらしていませんので、ちょっと詳しくはわからないんですが、記載のような形で届出を出されているということでございます。

また、2枚めくっていただきまして、建築計画概要書というものでございます。この概要書については、現在、建築確認でございますけれども、特別区の区域内では10,000㎡以上の建築物の確認は東京都の所管ということで行い、それから100,000㎡以下が各区の確認ということで行っておりますけれども、その東京都の所管の中で民間の確認検査機関で確認をとられたものでございます。この概要書は、一般に閲覧するということになってございますけれども、東京都で閲覧をしてもらったものでございます。

1番最初に建築主等の概要ということで、阪急不動産株式会社とか、設計者等が記載されてございます。そのほか、2枚ほどおめくりいただきまして、建築計画概要書（第二面）、そこに地名、地番、それから敷地の面積、道路等の状況が記載されて、その下のほうで10番と書いて、建築面積、その項で建ぺい率ということで、41.70の計画になっている。その下の延べ面積ということですが、容積率では一番下の行で244.38%の容積率になっているものでございます。それから、裏面をご覧いただいて、中ほどでございますけれども、工事着手予定、工事完了予定等が記載されてございます。

また、ページをめくっていただいて、A3の紙が折り畳んだページがございまして、最初は案内図でございます。左側が大きく見た案内図でございます。井の頭通りがすぐに北側に走っておりまして、丸で囲った部分、その中で斜めにハッチングされている敷地が当該敷地でございます。井の頭通りがやや上で、東西に走ってございますけれども、それから北側で南西の方向に旧環八が走っているところでございます。右側でそれを詳しく大きく拡大してございまして

	<p>れども、中央部やや上に、計画地とございますが、そこが計画敷地でございます。</p> <p>次のページでございますけれども、配置図でございますが、いろいろ数字が書き込まれていて、やや煩雑になってございますので、その次のページをご覧ください。配置平面図となっておりますが、住宅の平面も含めて書かれたものとなっておりますが、右側が北方向になります。この上の道路、敷地に接して斜めに接している道路がございますが、これが旧環八でございます。ここから路線用途ということで、道路境界から20mまでが近隣商業地域が入ってございます。それから、右側の井の頭通りは計画道路が完全にでき上がったという形にはなってございませんけれども、その計画線から30mが準住居地域、残る地域が第2種住居地域というような3つの用途にまたがっている敷地となっております。この図面が一番分かりいいと思うので、ちょっとこれに基づいて簡単に説明しますと、この北側の旧環八に沿って敷地内に2 m幅の自主管理歩道と書いてございますが、これを設ける。一番敷地の南側、横方向に長く伸びてございますが、ここにも自主管理歩道2 mとなっております。北側に植栽地とございますけれども、これが広場状空地となっております。こういった計画でございます。</p> <p>次のページからは1階平面図、それから各階平面図となっております。最後のページ、立面図等のエレベーションの図面がございまして、最後のページが日影図となっております。各時間の日影の状況が書かれてございます。私からは以上でございます。</p>
会 長	いかがでございますでしょうか。
V 委 員	知らないことなので、教えていただきたいんですけども、自主管理歩道、これはあくまで施主の行為によって提供されるものなのか。あるいは法的に何か拘束があるのか。いかがでしょうか。
会 長	どうぞ。
建 築 課 長	これはあくまでも施主が提供するというもので、法的な義務のある歩道ではございません。
会 長	0さん、どうぞ。
0 委 員	この自主管理歩道の官民境の構造はどうなっているのでしょうか。
会 長	どうぞ。
建 築 課 長	詳しい施工方法等は詳細には知らないんですが、一般には道路と歩道の間いわゆるL型溝等の段差を設けて、その次を少し軽く高くなった形で歩道があると

0	委員	<p>というふうな、通常型に合わせてあると考えてございますが。</p> <p>官民境がフェンスになっている、あるいはそういう構造物がついているということはないんですね。ついているとあまり.....。</p>
	建築課長	<p>それは計画上、やるのはまずいということでございます。もし塀を設けるのであれば、歩道の内側、敷地側に設けると。自分の敷地ですけれども、この歩道は一般の人が自由に通行できます。</p>
0	委員	<p>民地側でもフェンスがついちゃうと、歩道といっても民地内を歩くほか手がないのであまり有効でなくなるので、そういう意味合いで伺いました。</p>
	会長	<p>ほかはどうでしょうか。どうぞ。</p>
M	委員	<p>10階建てで、構造が鉄筋コンクリート造りと書いてあるんですけども、鉄骨鉄筋コンクリート造りではないのはどうしてなのでしょう。やはり耐震性は鉄骨が入ったほうが、耐震性が高いと思うんですが。それはどういうことなのか教えていただけますか。</p>
	建築課長	<p>構造基準をクリアする中で、どちらかでなければいけないということはないんですが、ご指摘のように超高層と高くなると鉄骨も加えてということで、鉄骨鉄筋コンクリートとするケースが多いですが、10階建てくらいですと、鉄筋コンクリートでもよくございます。</p>
	会長	<p>ほかにはどうでしょうか。</p> <p>どうぞ、お願いします。</p>
C	委員	<p>1階の平面図を拝見して、ごみの集積場の箇所数が1カ所しか私はまだ見つかってないんですけども、この世帯数で1カ所で足りるものなのか、そういうご指導が区からあったものなのかどうかをお尋ねしたいと思ったんですが。</p>
	清掃事務所長	<p>この建築確認申請が出された後に、清掃事務所のほうに設計屋さんが相談に来るわけなんです。居住者の方の人数、世帯数によって面積が決まっていますので、これはちょっと詳細は把握していませんけれども、1,000㎡以上についてはやっておりますので間違いはないと思っています。</p>
C	委員	<p>そうですか。安心しました。</p>
	会長	<p>そのほかにはどうでしょうか。どうぞ。</p>
U	委員	<p>全く建築はよくわからないんですけども、これだけ大きい建物になって、これだけたくさんの方が住むと、下水処理の問題がやはり、川とかかわりが出てくるかと思うんですけども、この位の規模のマンションになると下水というのは自分の敷地内である程度きれいにするような装置というものはつける義務づけと</p>

	か、そういうのはあるのでしょうか。
会 長	どうぞ。
建 築 課 長	場合によっては非常に規模が大きいときにはご指摘のようにそういう相談を下 水道局とするケースもあるかと思えますけれども、一般的に言うと今おっしゃっ たような規制とか、特に何かを設けるといことはございません。
会 長	よろしいでしょうか。ここの下水道は、分流式の下水道ですね。
環 境 課 長	この地域は分流です。
会 長	私のほうからちょっと質問で、容積率、建ぺい率、かなり低く押さえられてい るわけですが、これは計画段階でいろいろと施主さんとのご相談で公共空 間をつくるとか、今の共同歩道ですか、そういうものを含めてこういう結果にな ったという理解してよろしいでしょうか。
建 築 課 長	確認は民間の確認なんで、確認に際しての指導というのは、そんなにないと思 うんですが、大規模な開発事業ということで、区のほうで都市計画まちづくりほ うと調整するんですが、この容積率は大概こういうマンション開発の場合、みん な同じなんですが、容積率は大体制限のめいっぱいをやってきます。
会 長	かなり低くなっていませんか。
建 築 課 長	これはめいっぱいです。後ろのほうで低い地域もあるので、地域全体の容積率 の制限になりますので、後ろ側の低い地域も合わせての、案分でやりますで。そ れで容積率がこういうふうに高くつくと、ご指摘のように建ぺい率は余裕をか なりもたせていると。高く積み上げた分、敷地周りにゆとりができていう 形になっているかと思えます。
会 長	どうでしょうか。ほかにご質問はございますか。よろしいですか。 それでは、次に移らせていただきたいと思います。それでは、同じく、緑化案 件、お願いいたします。
みどり公園課長	3,000㎡以上の開発の場合の緑化についての報告で、今回は6件の報告がござ います。 1件目は、先ほどご審議がありました「高井戸東三丁目計画」でございます。 資料をご覧くださいますと、所在地については先ほどの資料と一緒に高井戸東三 丁目でございます。接道部緑化延長、緑地面積、それぞれ基準を満足したものにな ってございます。 既存緑地及び既存樹木もございまして、新植樹の本数は基準を満足した計画とな ってございます。建築物の状況は、先ほどのご説明にあったとおりでございま

す。裏側に緑化のコンセプトと案内図をおつけしてございます。植栽のコンセプトとしては地域の景観特性に配慮し、既存樹木を活用し、緑地景観資源の保全を図るといふことと、周辺は比較的緑の少ない街並みとなっているため、積極的に緑化に努めるといふことで、北側にはシンボルツリーをそのまま残し、地域に親しみやすい空間を継続して提供する。歩道状空地を確保した上で、沿道に高中低木をバランスよく配置した植栽を設けることにより、潤いのある歩行者空間を提供していくといふこととでございます。次のA3の図面が現況でございます。もともとは日本ヒューレット・パッカートの高井戸本館の建物があった場所を今回開発があったといふこととでございます。

次のページをお開きいただいて、緑化の計画図となっております。緑や環境に配慮した緑化計画でございます。1件目は以上でございます。

2件目でございますが、「杉並区大宮前体育館」でございます。所在地は南荻窪二丁目の1番。資料表紙に記載したとおり接道部緑化延長、基準221.35mに対して、計画で227.38m。緑地についても記載のとおり大幅に既存の緑地を残した中に新たに新植するといふことで、かなり緑化に配慮した公共施設の建設となっております。緑地のうちの約2,200㎡は屋上壁面緑化面積として計上したのになってございます。着工は秋からですので、報告が遅くなりましたが、現在、地盤整備等が進んでいるところでございます。

お開きいただいて、コンセプトは、記載のとおり既存樹木を可能な限り保存し、本施設及び地域のシンボルとして活用するといふこと。また、視線をさえぎるための植栽は地域安全の観点から極力取り入れず、円系の建物形状と合わせて見通しがよく、死角の少ない場所を形成する。屋上屋根も可能な限り、地被類の緑化を施し、周辺住居への景観的な配慮をし、ヒートアイランド現象の低減にも取組、また屋上は運動広場としても使用されるが、高さ2mの緑化フェンスの設置により、周辺住居に対しての騒音やプライバシーに配慮したとの計画でございます。計画地の案内図は下のとおりでございます。荻窪駅から大体1,100mほど南西に行った場所でございます。現況図が、A3の平面図になってございます。現況の植栽を可能な限り残したのになってございます。

次のページが緑化の計画図となっております。先ほども申しましたように、高さを押さえて施設の大半が地下にあり、周辺は広場状に整備して、緑化に努めた計画になってございます。

緑化の報告の3件目は、「仮称浜田山マンション」でございます。所在地は高

井戸東一丁目30番で、接道部緑化延長、緑地面積それぞれ記載のとおり基準に対して計画は満足したものになってございます。既存緑地及び既存樹木はございません。新植樹木本数についてもほぼ基準どおりという形でございます。緑化計画は昨年受理して、工事完了予定は平成25年3月31日で、建物は1棟地上4階建ての建物を共同住宅として建てる予定でございます。

お聞きいただいて、コンセプトは神田川と三井の森公園には含まれたところに位置していることから、水と緑の結節点にあたるので周辺環境と調和し共生するマンションとなるよう自然の息づかいが感じられるデザインとし、神田川沿いの桜を入れて連続性を持たせるという計画でございます。

現況平面図をお聞きいただいて、A3のものが現況平面図でございます。その次が緑化の計画図になってございまして、当該地は北側に三井高井戸計画で区が提供を受けた三井の森公園があり、南側に神田川があるという立地から、両方の緑を結ぶような計画となっております。

次は、4件目の「仮称プレサンスロジェ杉並桃井」でございます。所在地は桃井二丁目の19番。敷地面積は3871.57㎡で、建築面積は1725.91㎡です。緑化につきましては、接道部緑化延長、緑地面積ともそれぞれ計画は基準を満足したものととなっております。

既存緑地及び既存樹木はございません。新植樹木本数についても記載のとおり基準以上となっております。特記としては、壁面緑化を94.82㎡予定されているということでございます。緑化計画の受理は昨年11月。工事完了予定は平成25年6月です。建築物は共同住宅1棟で、地上9階、地下1階でございます。

裏面についてコンセプトでございしますが、敷地周辺の歩道状空地へ可能な限り植栽を行うことで、居住者や近隣住民の快適性に配慮し、良好な沿道空間となるように計画するというもので、西側はシラカシの並木を中心に、中低木をバランスよく配置し、メインの通りとなるよう計画するとともに、「桃井原っぱ公園」とのつながりを持たせるため、公園に面する箇所を重点的に緑化し、修景に配慮している計画でございます。北側は立体駐車場をツツジ等の中低木に加え壁面緑化を設け周辺環境に配慮し、南側は、隣接住宅からの景観のため屋外駐輪場の屋根に緑化を行う計画でございます。東側の広場状空地は基準値以上の広さを確保し、周囲に植栽を設けることで居住者のみならず近隣住民の憩いの空間となるように計画となっております。全体としてエントランスや曲がり角等のアイストップとなるような場所において季節によって、色づく樹種を目で見え楽しめる空

間となるような計画でございます。当該地はJR荻窪駅の北西約1,200mに位置しており、北側と西側につきましては、バスの通る区道に面しております。

3ページ目が現況図でございます。4ページ目は緑化の計画平面図となっております。5ページ目に先ほど申しました緑化の歩道状空地の断面図がこの計画についてはおつけしてございます。

続きまして、5件目、「仮称コーシャハイム方南町」でございます。所在地は和泉四丁目40番で、資料の表紙に記載したとおり接道部緑化延長、緑地面積、それぞれ左側の基準に対して計画は十分に満足しているものでございます。

既存緑地及び既存樹木につきましては、既存緑地面積は記載のとおり32.65㎡で、高木については既存で残すものが8本、中低木については残りません。それに合わせて新植樹木本数をそれぞれ基準に対して計画では基準以上に植栽が予定されてございます。緑化計画の受理は本年1月でございます。工事完了予定は平成26年3月で、共同住宅2棟の建築の予定でございます。

裏面にいって、コンセプトでございますが、当該地神田川沿いの立地特性を活かし川からの風を感じる開放的な空間を各所にちりばめ、状態のよいサクラや移植に耐えられるイロハモミジ、キンモクセイを要所に残してシンボルツリーとします。敷地の中心を走る1号棟、2号棟の車道沿いにハナミズキの並木、その足元には水面を連想されるようライン状にサツキツツジ、アベリア、フィリヤブラン、タマリユウを植え、歩車ともに心地よい道となるような計画です。

2号棟東側の歩道は林の中を散策するイメージで、株立のエゴノキ、ヤマボウシ、ソヨゴ、単木のイロハモミジを使い、足元にはアジサイ、ヤマブキを植えて季節感を演出します。下に案内図がございますが、当該地は東京メトロ丸の内線の方南町駅の南東約400mに位置してございます。

次のページ、現況図になってございます。当該地は神田川に面しているとともに、区立の弁天橋東緑地と隣接した場所での計画でございます。弁天橋東緑地と一体となるような緑地整備が次の緑化計画の中では計画されているところでございます。

最後6件目でございますが、「仮称プレミスト浜田山計画」でございます。所在地は高井戸東四丁目1番15号で、敷地面積は3104.97㎡でございます。それぞれ接道部緑化延長、緑地面積は基準を超える計画となっております。既存緑地及び既存樹木はございません。新植樹木本数につきましても、高木、中木、低木とも基準以上に植栽が予定されてございます。

	<p>緑化計画の受理は本年の1月でございます。建築物は共同住宅1棟が予定されてございます。裏面に緑化のコンセプトをおつけしてございますが、「日常生活の中で、四季折々の花や新緑・紅葉、香りなど季節の移ろいを肌で感じることができる心地よい植栽環境を創出し、浜田山の周辺環境にふさわしい、美しく快適なまちづくりに貢献します。植栽はなじみ深い在来種を主体に、特にシンボルツリーや景観木を空間規模に合わせた成長が遅く、美しい樹形を保持しやすい樹木を選定し、足元は花や葉が美しい低木地被類で演出します。屋上面も可能な限り緑化を施し、ヒートアイランド現象の低減にも取り組みます。」となっております。下に案内図をつけてございますが、当該地は、京王井の頭線西永福駅の北約250mに位置して、南側は都道井の頭通りに面してございます。</p> <p>3ページ目が現況図でございます。4ページ目に緑化計画平面図となっております。緑や環境に配慮した計画となっております。緑化の報告6件は、以上でございます。</p>
<p>会 長 0 委 員</p>	<p>それでは、6件を一括してご質問を受けたいと思いますけれども、どうでしょうか。</p> <p>最後の高井戸東四丁目1番15号のこの一番最後のシートでは、屋上緑化がされているんですね。ほかの案件には屋上緑化はしているかしてないか書いてないのではないかと理解すると、何らかの指導だとか、そういうものというはされているのでしょうか。それともお任せなんでしょうか。</p>
<p>みどり公園課長</p>	<p>大宮前体育館も2,200㎡は屋上緑化を予定しております。あと高井戸東一丁目の浜田山マンションも適用のところの右に書いてありますが、屋上緑化36.98㎡。おのおの表面の計画のところ、屋上緑化をしているものについては、面積を記載してございます。ただし、原則的に私ども緑化の計画を指導する場合には、なるべく地上に植えていただいた上で、さらにプラスアルファの緑化をされるときに、屋上をお願いするなり、そういった助成をしています。杉並区内比較的緑が多いと言われている中で、地上部の緑化を計画の際にはお願いしています。できない場合に、屋上緑化の面積が実際に緑地面積として基準を満足するために計上されることが、大規模な開発の場合は多くなってきています。</p>
<p>会 長 M 委 員</p>	<p>どうでしょうか。ほかにご質問は、</p> <p>緑化についての総合的なものなんですけれども、統一した緑化のコンセプトというものを出しているのか。それでその中にお勧めするような樹木があって、特徴とかを書いたものの表をひとまとめに入っていて、それに基づいて指導するな</p>

	<p>り、提案するなりしているのかどうかということ。それからこの6件の中に、いろいろなコンセプトがありますけれども、季節感を感じるようなものの提案とか、あと環七通りなんか、環境に配慮しているというか、大気汚染の浄化に役立つサザンカという花が植わっているんですけども、最近になってキンモクセイの苗が植えられてきたんです。どうしてかと今日見たら、移植に耐えられるというような形の木なのかなというのがわかったんですが、それと環境に配慮したものの。害虫を寄せつけないものとか、美観があるもの、それで防災に配慮したものとか、そういった全体的なことの何か計画とかというものがあるのかどうか、伺いたいと思います。</p>
<p>会 長 みどり公園課長</p>	<p>どうぞ、お願いします。</p> <p>緑化につきましては、まちづくり基本方針、みどりの基本計画で、各地域の特性等について考え方を示しています。先ほど言われたように、幹線道路については地区計画等による指導はありますけれども、こういうものにしていかなければならないという厳密な基準はございません。ただ、さまざまな区の計画なり、東京都のそういった計画に合わせた形で、それぞれ施主さんが、どういったまちづくりに貢献する緑化をしていただくかというコンセプトを出していただきながら、緑の量を確保してもらい、なるべく質のいい緑化を大規模な開発についてはお願いしているところです。現下の経済情勢だと、なかなかそういうふうにはいかない場合があるというのが現実的なところです。今後、よりよい緑を増やしていく中でいくと、質の高い緑化をこういった場合にはお願いしていくというのは必要な視点かと思えます。</p>
<p>会 長 V 委 員</p>	<p>どうでしょうか。どうぞ。</p> <p>大宮前体育館、旧荻窪小学校ですね。私はあそこをよく通るんですけども、1つはこの計画の建築面積と緑地面積を足すと敷地面積より増えるんですよ。大きいんです。これは壁面緑化のことかなとも思うんですが、その疑問が1つです。それから、既存緑地面積が1,000㎡くらい残っているということなんですが、私自転車でよく通ったときに見る限りでは全くの更地で、既存緑地など、高木が何本か残っていますけれども、そんなに既存緑地があるとも思えないんですが、いかがでしょうか。</p>
<p>みどり公園課長</p>	<p>大宮前体育館につきましては、建物の上を緑色に塗っているのは、屋上緑化を施すということで、建築面積と緑化面積を足すと敷地面積より広くなるというよりは、ほぼ敷地の中で可能な限り緑化に今回は努めていただいたということで</p>

	<p>す。3,300㎡を緑地としてカウントしている中で地上部の緑化より屋上緑化の面積がかなり多いということでございます。</p>
<p>V 委 員 みどり公園課長</p>	<p>既存の緑地面積949㎡については、高木を約35本残します。高木については、実際に既存樹の樹冠投影面積を緑地としてとらえています。今回のコンセプトでも言われているようにちょうど目線の高さの見通しがきくようにしているので、中低木がほとんど残ってございません。なるべく既存樹を活かすという中で、1,000㎡もみどりがないように見えますが、剪定により樹冠が損なわれてしまっているため、今後、それぐらいのみどりが確保できると考えてございます。</p>
<p>会 長 E 委 員</p>	<p>高木の投影面積というのは、 工事が入る前の、残した高木の枝を広げた全体の範囲を地面に投影した面積です。これは現況で1本、この大きさだから、高木だから幾らという形ではなくて、実際、その当時の現況調査で拾った面積ということでございます。</p>
<p>会 長 E 委 員</p>	<p>ほかにございますか。Eさん、どうぞ。 緑化の件ではないんですが、杉並区立の大宮前体育館の件で、公立施設だと思っ うんですが、今、どなたかおっしゃっていましたが、荻窪小学校の跡地ですか ら、公立小中学校には井戸は全部設置されていたと思うんですが、以前から公共 施設には井戸を新しくするときにはつくるというふうに聞いていますけれども、 こちらの計画では、その井戸というのはどういうふうになっているかちょっと一 緒に、生活用水、普段もそうですし、災害時のあれについてもいいかと思いま すので、そのまま残しているのか、また新しくかはちょっとわかりませんが、設置 されているのかどうか。もしわかれば教えていただきたいと思います。</p>
<p>みどり公園課長</p>	<p>大宮前体育館の計画についてはつまびらかにはわからないので、確認してお知 らせできればと思っています。ただ、ここは今回の災害を受けて、防災に配慮し た計画を進めていると伺っています。体育館だけつくるわけではなくて、一部防 災倉庫のスペースを考えているというふうには聞いています。</p>
<p>会 長</p>	<p>ほかにございますか。それでは、これで第2案件は終わりということで、次の 事項に移らせていただきたいと思います。</p>
<p>みどり公園課長</p>	<p>「みどりの基金の運営状況について」ということで、お願いします。 「みどりの基金の運営状況について」、毎年度、年度末にご報告をさせていた だいでいますので報告をさせていただきます。 基金の設置は、平成14年10月1日でございます。設置の目的につきましては、 緑の保全及び緑化の推進を図るための事業に要する経費の財源に充てるための基</p>

	<p>金でございます。条例要綱については、記載してございますが、「みどりの基金条例」でございます。平成24年2月末現在の寄附の収支については、平成23年度は2月末までに寄附が15件、合計で51万6,995円の寄附がございました。これまでの寄附者の全体の割合は、個人が61%で、それ以外が39%でございます。基金のこれまで設立からの使途の状況については記載のとおりでございます。緑化活動、人材育成、民有の樹木保全、普及啓発、その他の中で屋上・壁面緑化助成が突出して3年間、助成の財源に充てたため額が大きくなっています。22年度からは前回報告しましたが、緑の保全に活用していくということで、保護樹木の補助金の半額に充当しているところでございます。運営状況については、以上でございます。今後緑の保全に活用するようにしてまいりたいと存じます。以上でございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>これについてもまたご質問があればお受けしたいと思います。特によろしいですか。どうぞお願いします。</p>
<p>U 委 員</p>	<p>このみどりの基金なんですけれども、使途、使い道を決めるのはどこが決めるんでしょうか。というのが1つと、もう一つは、区の積立金が14年度と17年度に入っておりますが、これは区の税金が入っているということで、こういうふうに入っているのは、今後何か積み立てていくようなお金なんですか。教えてください。</p>
<p>みどり公園課長</p>	<p>まず、積立ですが、当初平成14年に区として200万円を積み立てて基金を設立しました。それに合わせて皆様のご寄附をお願いをして、区が直接的にPRをして寄附を集めるというのは基金の趣旨とはそぐわないということで、一定程度ボランティア等のご協力をいただきながら、イベント等で基金への寄附のお願いをしてきてございます。寄附等で1,000万円を毎年積み立てていくという遠大な基金設立当時の考えがございました。ところが平成17年までに実際ご寄附をいただけてきましたが、目標額まで集まりませんでした。平成17年度に緑の活動に使うための基金として、翌年度の分も含めて5,000万円を区で積み立てたという経緯がございます。その後も基金の運用、使途、寄附の集め方について、区として何回も見直しを行ってきました。設立当初は2分の1の助成をする活動助成をみどりのボランティア団体に行ってきましたが、2分の1の助成というと半額は負担しなければならず、利用が進みませんでした。PRをとというようなことで、屋上壁面、そういった助成金に充てた時期があります。ただ、3年ほど前の見直しの中で費用負担が大きい緑の保全を目的とし、当面は保護樹木等の補助金に充て</p>

	<p>運用をさせていただいているところです。使途については、みどりの基金の設立のための検討委員会では活動助成をしながら、緑化等に充てたり、いずれはこの基金の目標である5億円が集まったら土地を買っていこうというような考えではありません。実際は取り崩すような状況で、目標額まで達しておりません。設立からほぼ10年たっている中で、基金をどうしていくかというのは課題かと考えてございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>よろしいですか。</p>
<p>U 委 員</p>	<p>そうすると検討委員会が今もこの使い道については決定しているんですか、毎年。それとも既に区が使い道は決めていらっしゃるんですか。</p>
<p>みどり公園課長</p>	<p>今の段階でいくと、区が、検討委員会の検討結果に沿った形で決めてきているという状況でございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>それではないようですので、次にいきたいと思います。 顕彰の実施について、ということでお願いします。</p>
<p>みどり公園課長</p>	<p>続きまして、杉並区みどりの顕彰「後世にのこしたい杉並の屋敷林」の実施ということでご報告をさせていただきます。</p>
	<p>平成22年5月に改定しました杉並区みどりの基本計画で、みどりの顕彰を進めていくというような提言がある中で、来年度4月から実施ということで報告させていただきます。今回は、「後世にのこしたい杉並の屋敷林」として事業を進めておりますが、みどりの顕彰については、みどりの保全だけでなく、創出、活動の3部門を設けております。今回は保全部門として行い、区制施行80周年記念事業として実施する予定でございます。</p>
	<p>事業の概要でございますが、目的は屋敷林が区民共有の貴重な財産であることを広く区民に理解してもらうとともに、屋敷林所有者の保全意欲を一層高め、杉並の屋敷林を後世に残していく契機とするために実施するものでございます。対象は、杉並区内の屋敷林となっておりますが、具体的にはそこに書いてございますように、戸建住宅と一体となった敷地内にある概ね高さ3m以上の樹木、自然仕立ての樹木本来の樹形を損なわないものが30本以上ある樹林としてございます。集合住宅の敷地であるとか、寺社林は除きます。募集期間は記載のとおり4月から8月31日まででございます。応募資格は自薦、他薦を問わず区民及び区内在勤、在学者とします。選考は、有識者による外部委員により10件程度の表彰対象を選考する予定でございます。結果の発表は、平成25年3月に広報、パンフレット等により予定してございます。受賞した屋敷林所有者につきましては、賞</p>

	<p>状、記念品を贈呈したいと考えてございます。周知方法は、区の広報・ホームページ、みどりの新聞等の掲載。あるいはポスター掲示、本日お配りしてございますチラシの配布等で行う予定でございます。また5月に開催を予定してございます「みどりのイベント2012」等での周知を行う予定です。ほかには保護樹林の所有者、みどりのボランティア杉並関係者への周知を通じて広く応募をかけていきたいと考えてございます。以上でございます。</p>
<p>会 長 0 委 員</p>	<p>どうぞ。 自薦、他薦の件についてなんですが、これは屋敷林の所有者が知らない状況でも他薦が可という意味合いで言うと、できる内容かなと思うんですが、その場合に個人情報なんかかんとかというのかかからないわけでもないと思うんです。その辺はどういうふうにとらえられているのでしょうか。要は、我々がどこかいいところがないかなと思って探して、これは素晴らしいというので勝手に他薦ですから、勝手に応募しちゃったと。実はそのこの屋敷林の所有者は全く面識もない人でもでき得るわけです。という意味合いも含めてのところなんですが、よろしくをお願いします。</p>
<p>みどり公園課長</p>	<p>選考していく中で、推薦をいただいたということは所有者には当然お話をします。その中で所有者の方に同意していただけないという場合は、選考対象から外さざるを得ないと考えてございます。この顕彰を考えていく中で、いろいろご意見をいただき、屋敷林というものについては我々みどりに携る者であれば、イメージはわきます。しかし、区民の方で具体的に屋敷林と思っているものが、寺社林だったりといった別のイメージがあるのではないかという指摘がありました。そういう意味で本当に杉並区に残していきたい屋敷林というのはどういうものかというのを知っていただく契機にもなると思ってございます。他薦というのは皆さんがここを残したいと思う屋敷林がどういったものかというのを知る機会にもなるのかなと思っていますので、なるべく広く応募をいただきたいなと思ってございます。</p>
<p>0 委 員 みどり公園課長</p>	<p>募集をかけるときに、他薦の場合の個人情報云々とあえて堅苦しく言いましたけれども、その辺についての見解も一言、実際に募集だと応募用紙を取りにくるわけですね。安心して推薦、他薦できるし、ということかなと思いますが。 個人情報審議会に付議し、個人情報収集の了承は得ております。 先ほどの大宮前体育館の井戸の件、調べてもらいまして、現段階でそのまま活用する予定ということだそうでございます。</p>

F 委 員	<p>質問というより、半分お願いも入るんですけども、この事業は区制施行80周年記念と入るじゃないですか、こっち側に環境関係の部局の皆さんがいらっしゃるのでお伺いするんですけども、例年やっているイベントとか80周年記念の冠を今後これ以外にもかける予定があるのか否かというのをちょっと1点お伺いします。</p> <p>逆に、ちょっとお願いなんですけれども、この審議会がご縁で、私も区制施行80周年の企画委員会の委員をお受けさせていただいたんですけども、今後、80周年の記念事業のほかの関連部局が冠をつけるという話があるんですけども、実際、結構遅れているんです。その理由としては、関連の総務課のほうが南相馬の復興支援のほうでやはりちょっと準備が半年ぐらいずれ込んでいる関係もあるので、逆にほかに区制の理解、啓蒙とかそういったイベントなり企画があれば、逆に総務課のほうにお声がけのほうをいただければと思いますので、ちょっとそここのところご検討いただけましたらと思います。以上です。</p>
環 境 課 長	<p>F委員には80周年のほうでも大変ご苦労いただいていますけれども、庁内でもご指摘の総務課を中心に各部局、みどりの部局もそうですが、さまざま、80周年にふさわしい事業を総務のほうでまとめまして、それはもうそれぞれの事業部のほうで上げたものを総務のほうで集約して、80周年にふさわしいというものの冠事業、こういったものの連携は総務を中心に所管のほうと十分にとってございますので、今、ご指摘もいただきましたので、引き続きまた総務のほうと綿密に連携をとってやっていきたいというふうに思います。</p>
会 長	<p>それでは、よろしければ次の事案に移りたいと思います。</p> <p>平成24年度の環境施策についてということで、ご説明をお願いいたします。</p>
環 境 課 長	<p>最後になりましたが、環境課長のほうから平成24年度の環境施策について、簡単にご説明をさせていただきます。まずは、事前配付をしました鑑の資料をご覧ください。平成24年度は既に何回かこの審議会でもご説明を申し上げていると思いますが、杉並区にとっては新たな基本構想10年ビジョンのスタートの年になります。この基本構想の位置づけ及び課題の認識等につきましては、事前配付をさせていただきました杉並区基本構想10年ビジョン、この冊子の3ページから6ページに記載してございます。既にお目通しをいただいていると思います。また、これを踏まえてこの10年ビジョンのこの基本構想が描く、まさに10年後の杉並の将来像につきましては、7ページになりますが、「支えあい共につくる安全で活力あるみどりの住宅都市 杉並」。これを1つのスローガンにしまして、これに</p>

向けて5つの目標を設定し、今後この基本構想の具現化に進めていくということでありまして、そのうち環境施策に直接結びつく目標というのが、この5つの目標のうち、目標の3、みどり豊かな環境のまち、こういう目標を設定いたしました。12ページ、13ページでございます。その内容につきましては、この基本構想を具体化する10年を見据えた総合計画案、本日はクリーム色の冊子でその全容をお配りしてございますが、事前配付させていただいた資料の中に、その鑑のペーパーにつきまして、その後ろにA3の資料を2枚ほどつけましたので、こちらのほうで簡単に説明させていただきたいと思っております。

先ほど申し上げました基本構想の中の目標の3、みどり豊かな環境にやさしいまち。この具体化には総合計画という計画書、主に4つの施策、ここにございますけれども、A3の資料でございます。施策8、9、10、11と通し番号になっておりますので、環境に触れた番号です。それがぶら下がっておりまして、特に施策8が先ほどからご説明しておりますみどりの形成、以下新たなエネルギー政策に関する施策として施策9、さらにはごみの減量とさらなる資源化という視点では施策10、最後に生活スタイルの改善及び環境学習を柱とした施策11という形で4つの施策をつなげてございます。それぞれの施策の目標値、あるいはまた具体的な取組についてはそれぞれ記載のとおりでございます。また、さらにその次のページのA3を見てもらいたいんですが、こちらはこの総合計画の中でも予算の裏づけを伴う3年間の実行計画という形で同じく目標3の中身をここに少し具体的にまとめて記載させていただきました。

この総合計画の中での24年度の重点事業、表の鑑に戻ってまいります。24年度の重点事業としてはやはりこの大震災を踏まえて、先ほど見ていただきました施策の9にございます地域エネルギー対策、この推進が挙げられるというふうにご考えてございます。特に、この表の鑑、A4のペーパーの1の(1)地域におけるエネルギー対策を効果的に進めていくために、24年度は地域エネルギー対策の基本指針として、仮称でございますが、杉並区地域エネルギービジョン、この策定を行っていく予定でございます。あわせて太陽光発電機器の設置への助成を23年度比で1.5倍に拡充するなど、再生可能エネルギーの普及・促進に向けて進めていくという形でございます。この1の(1)がなんと言いましても、24年度の環境施策の特徴の1つということでございます。

それから、1の(2)でございますが、先ほどから申し上げました新たな基本構想総合計画、これが策定されましたので、この上位計画と整合性を図るという

	<p>ことと、先ほど申し上げました1の1のところ、エネルギー問題などへの課題に適切に対応していくために、環境分野の個別計画、杉並区環境基本計画、これにつきましては、皆さんにもお知恵を拝借して、2年前に改定したばかりでございますが、再度この環境基本計画につきましても改定を予定してございます。なお、改定にあたりましては言うまでもありませんが、環境基本条例に基づき当審議会に諮問するとともに、パブリックコメント等を通じて広く区民の皆様方の意見を聴取してまいります。また、これとあわせてこの環境基本計画の課題別計画である、これは法律に基づき策定が義務づけられておりますが、一般廃棄物処理基本計画、これについても改定を予定してございます。まとめますと24年度につきましても、環境基本計画の改定を柱に、これのもとに新たな課題別の計画であります、先ほどから申し上げました地域エネルギービジョン、これは新しく策定をする。さらには既存の課題別計画として、一般廃棄物処理基本計画、こちらの方は改定を行っていくということになります。3計画とも当審議会のご意見を十分に伺いながら策定、改定作業を行ってまいり所存でございます。これに伴う諮問、ご審議、あるいは答申等の日程につきましては、庁内手続を経ておってまたご報告をさせていただきます。少し長くなりましたが、私からは以上でございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>それでは、今のご説明でこの基本構想もご説明いただいたということによろしいですか。冊子も含めて。</p>
<p>環 境 課 長</p>	<p>中身にそれぞれ触れますと長くなりますので、事前にご覧いただいたと思いますが、またさらにご覧いただいた上で、ご質問があればお答えしたいと思います。</p>
<p>会 長</p>	<p>お送りいただいたもの、それと今日の総合計画案等も前提にご質問があればお受けしたいと思います。0さん、どうぞ。</p>
<p>0 委 員</p>	<p>1つ教えていただきたいんですが、勉強不足でわからないので、すみませんが、みどりのところで、実行計画のほうの5の都市計画高井戸公園の整備促進という項なんですが、この都市計画高井戸公園の整備促進の中身をもう少しご説明いただきたいと思うんですが。</p>
<p>みどり公園課長</p>	<p>都市計画高井戸公園につきましては、都市計画公園緑地で都内に1万haぐらいあるうちで、実際に共用されている部分というのは4000ha位です。まだまだ供用ができない部分と部分を計画的に整備していく面積を約2,000ha以上、ちょっと細かい数字は不確かですが、5年ほど前に都区市町合同で整備方針という</p>

<p>0 委 員</p>	<p>ことを決めました。優先整備区域を決めて順次都市計画公園緑地の整備をしていくものです。一方で、震災の影響を受けて防災公園等の整備促進ということもあります。その優先整備区域の見直しが昨年度12月に行われて、都市計画高井戸公園につきましては、これまで全く整備がされてなかったところが優先整備区域に新たに加えられました。周辺にある3つのグラウンド等一部民有地を含めて、今後10年間で東京都は整備をしていくという方針を明確にしました。それについて今後区としても都に対する整備促進を働きかけていくということで、実際に、東京都は現在、区が遊び場として借りていますNHKグラウンドについては、来年度取得する予算を計上して、24年度中に用地を取得します。今後順次ほかのグラウンド、ほかの区域の公園整備を進めていただくのか、区としても大きな関心事ということで計画として乗せているというところでございます。</p> <p>そうしますと具体的には、あそこというのはNHKグラウンドのところですか。そのほかにも何カ所かに分散していますか。</p>
<p>みどり公園課長</p>	<p>NHKグラウンドからちょうど神田川に向かって3つグラウンドがございます。NHKの北側には王子製紙のグラウンド、その西側には閉鎖されましたけれども、印刷局が使っていた運動場があります。それ以外に民間の住宅が実際に建っている場所も高井戸公園の区域には含まれてございますので、ちょうど玉川上水から神田川の間印刷局のグラウンドの線が斜めに入っているんですが、それを玉川上水まで延長したラインとNHKグラウンドと王子製紙のグラウンドの東側のラインが大体公園の計画区域とさせていただければと思います。井の頭線の富士見ヶ丘の操車場の上も公園の計画区域に入っているんで、それ以外の部分がほぼ大半、民有地が一部残っていますけれども、今回10年間で都が整備する計画になったということです。</p>
<p>0 委 員</p>	<p>これからですね。ざっくりと概要というか、枠は見えてきたけれども、中身はまだまだとこういう状況ですね。大体理解いたしました。</p>
<p>会 長</p>	<p>F委員、どうぞ。</p>
<p>F 委 員</p>	<p>1点質問と1点ご報告というか、知らせたほうがいい内容があるので、申し上げます。まず、ご質問なんですけれども、ここの審議会がよく議題になっている資源持ち帰りのパトロールに関して、この総合計画では書いてないんですが、これは今後も継続して行われるということによいでしょうか。</p>
<p>清掃管理課長 F 委 員</p>	<p>今後も継続してやってまいります。</p> <p>継続するに当たって、それはそれで構わないんですけども、ちょっと1点、</p>

<p>清掃管理課長</p> <p>F 委 員</p>	<p>自分の実体験を合わせた報告なんですけれども、今年の冬はどこも景気が厳しいですね、やはり持ち帰りの方を私も外の仕事をして、夜遅く帰ってくる時に、持ち帰る業者の方を何度かお見かけしたんですが、やはり持ち帰りのパターンがやはり変わっていて、例年だと大体朝の4時、5時ぐらいに行われているんですけれども、今年は夜10時、11時、12時で、もうマンションとかそういう住宅地で前の日に出している新聞紙とか雑誌とかを持って行かれる方が何パターンかお見かけしました。印象的だったが、車のナンバーもメモしてはないんですが、所沢ナンバーとか、足立ナンバーとか、ほかの地域からいらしてということが多いんですね。持ち帰りのパトロールを今後強化していくのであれば、やはりやり方を変えていく必要があるのかなというふうに思いますし、あとはやはり電車とかに乗っても新聞を読んでいる方が少ないです。スマートフォンかタブレット端末でニュースを見ている。新聞は年に5%減って行って、10年たつと半分になると言われているんですが、それでもやっていくというんだったら、お止はしないんですけれども、言い方は悪いんですけれども、例えば新聞社に配慮して、新聞社に忖度してやっぱりちょっとこういうのがあまり増えるとまずいんじゃないとか、そういうふうになっちゃうとまずいので、そこをちょっと今後方向性といったものをご検討いただければと思うんですが、ちょっとそこら辺をご見解をお伺いできればと思います。</p> <p>持ち去りにつきましては、区民の方のいろいろなご意見があるのかなと思っております。今、夜の問題で、確かに夜間に活動している事業者というのも結構あるという情報はつかんでいるんですけれども、ただ、この夜もパトロールすると、当然のことながらコストもかなりかかってしまうという問題もございますし、単にパトロールだけしても、例えばパトロールして、そのときに注意してもそのパトロール車がどこかへ行っちゃうと結局また取りにきてしまうという、いたちごっこみたいな形に結果的にはなってしまうんですね。そういったことを考えますと、現在行っている早朝から10時ごろまでの間に集中してやるのが現状では、費用対効果の面から効果的なのかなということで、今はそういった時間帯を中心にやっているところでございます。</p> <p>この点に関してもいろいろご意見がございますので、今後、いろいろな区民の方の意見を聞きながら検証して、一番いいやり方というか、そういったものを考えてやっていきたいなと思っています。</p> <p>新聞紙とかメディアとかどんどん紙が減っていった場合とかも、今後10年計画</p>
----------------------------	--

清掃管理課長	でも見直しの対象にはなるということでしょうか。
F 委 員	<p>現時点でのお話ということで、将来新聞の量とかそういうのがいろいろ変わってきた場合につきましては、その時点でまた検討して考えていきたいなと思っています。</p> <p>話題が変わって、1つご提案というかありまして、せっかく11の生活スタイルの促進で、環境学習とか多分区民に環境とかエネルギーの啓蒙とか、啓発を図りたいと、多分そういうご趣旨だと思います。これもちょっと実体験に基づいた体験なんですけれども、U委員のほうに前にお世話になって、省エネの機器をちょっとお借りして、この機器をネットワークに出してという設定がちょっとできなくて、家でいろいろ見ていたんですけれども、今年の冬、やはりちょっと節約を兼ねて、暖房を16 にして寝るときに暖房をかけないというふうにやると、電気代は35%減るんです。夏もやはり暑いので電力代をけちりたいから31 にエアコンを設定するとやはりこれも33%ぐらい電気代が安くなるんです。今、電力の値上げということで、事業者と家庭のほうで大騒ぎになっているんですけれども、やはり理論を言うより、家計、実生活でこれだけ節約すると、これだけお金が浮きますよという、そっちの経済の問題でアプローチしていったほうが説得力が高いというか、今のテーマに合っているのではないかなと思いますので、これちょっと今後のご検討課題として考えていただければと思ひまして、よろしくお願ひします。</p>
会 長 環 境 課 長	<p>どうでしょうか。</p> <p>ご指摘のとおりだと思います。この夏も原子力発電所がほとんど止まるということもあって、恐らく節電の夏になるのかなと。昨年から区としては区民の皆さんにも節電を呼び掛けているところなんです、その節電のやり方というか、言葉は悪いかもしれませんが、見せ方というか、今、実際にお金も助かりますと言いますか、Fさんなりのそういった見せ方なんかもあると思いますので、そういった区民の気持ちに訴えるやり方については、今後、区としても例えばホームページですとか、あるいは区、広報のほうで、またその節電に関して、お願ひをするという形になると思いますので、少し参考にさせてもらいたいなというふうに思ひます。</p>
P 委 員	この冊子の中で、総合計画、実行計画の中で、大気汚染に関して私が見るとして、ここにその予算ですとか、重点目標がありますということを探すと、ほばないんですけれども、あえて言えば放射能測定というところかと思ひます。ご質

	<p>問としては、この間の環境基本計画の流れとしてはくんでいて、現状の大気汚染測定等は継続して、プラスオンでこれが入ってくる、放射性に関して。そういう理解でまずよろしいですか。</p>
環境課長	<p>区の事業の取扱い方というのはいろいろありまして、実際にこういう形で区の行政計画に乗せてそれを位置づけてやっていくものもあれば、もう着実にP委員もよくご存じのとおり、大気汚染に関しては法に基づいて調査を行うですとか、きちんと毎年予算をはって予算ベースでしっかりとやっていくというものもございいます。当然、大気汚染につきましても、実際にその測定のやり方、測定の方法等についてはP委員からもいろいろなご指摘もいただいておりますので、そういったご指摘も踏まえてしっかりと、この計画の中では具体的には触れてございませんが、予算ベースでやらせていただくという形になろうと思います。</p>
P委員	<p>24年については、もう予算はあれでしょうから、要するにこれまでと同レベルは扱われる。そういう測定関係で。それプラス放射線関係と思えばよろしいですか。</p>
環境課長	<p>24年度につきましても、通常年度と同様の形でその大気汚染に関しては今予算に計上してございます。</p>
P委員	<p>そうするとプラスオンは放射線以外はなさそうだと、逆に言うとな。加えて予算をかけてというのは、ちょっと24年についてはないんだなということは考えたんですけども、政策の中で環境、特にこの審議会で絡む公害を防止するという視点からするとやはりほとんどこういうところには乗ってきてないなというのは前から私としては不満なところですよ。</p> <p>例えば、それはまた別としまして、放射性物質の測定をやられるということで、予算は900万ですよ。現状の東電の福島第一原発が今杉並区に対してどれぐらいの放射性物質を毎日、これまでの発生から、昨年3月の時点から、この1年間通して、どういう核種、ヨウ素もあればセシウム、ストロンチウムもある。そういったものをどれぐらい杉並に対してもたらしているか、区として把握されているかということと、それを把握するためのモニタリングとしてはここに書かれている、これまでやられているようなものだけでは非常に不足だろうと思うのが1つあります。</p> <p>例えばヨウ素131に関しては、現状杉並区に当然あの施設からもたらされていると思われているかどうか。それは環境のこの部門の方としてはどういう見解でいらっしゃいますか。今現在は我々の頭の上に、ヨウ素は降ってきているのか</p>

<p>環境課長</p>	<p>と。</p> <p>まず、最初のご質問で、原発の事故が起きてから約1年たつということですが、この間、区としても広報ですとか、ホームページでお知らせしていることでP委員もご存じだと思うんですが、いわゆる大気中、あるいは土壌も含めて特に大気に関しては今でも定期的な検査を続けているところでございます。実際に、区民からの要望と言いますか、ご指摘をいただいた上で、例えば学校、特にそういったところでの放射性物質の測定については、この間、継続的にやってきてございますし、24年度の予算のほうでも予算をつけて今度は環境部門が中心になってその測定をやっていくという形で考えてございます。ヨウ素、セシウム、特に専門的な知識が専門家の皆さんほどあるわけではございませんが、国のほうでも放射性物質に関して、さまざまな調査を行っているようなものについては、引き続き大気も含めて、今後は例えば食品、そういったものも含めて、必要な分析を行っていきなというふうに思っています。</p>
<p>P 委員</p>	<p>分析が必要だと思います。総量、核種別のものを区として、専門家、国、そういったところが指摘するもの、あるいは規則として決めてくれるものについては従いますというふうにニュアンスとしてとれるんです。900万ですから、それで事業はできないだろうと思うんですが、例えばさっきの質問にはお答えいただいてないんですけども、ヨウ素が下水汚泥の中からいまだに出てくる。例えば、杉並の下水というのは、皆さんが使った水は浮間の水再生センター、板橋のあちらに行きます。そこで処理されます。そこで出た下水汚泥と呼ばれるやつです、汚泥を使って処理して、それを定期的に燃やすわけです。燃やしているのはそこではなくて、新河岸水再生センターという、少し離れたところに輸送するわけです。そこで出る脱水汚泥、水を除去した汚泥からいまだにヨウ素が出る。そういったことに関しては、まず環境の部門の方としてまず知見がおありなのかということと、それについてヨウ素はどこから来ているのか。杉並に降った雨からなのか。レベルはどれくらいかを把握されているか。というのはどうでしょうか。</p>
<p>環境課長</p>	<p>どういう対象の放射性物質をどういう形で測るのかということも含めて、例えば国・都、そういったところからさまざまな考え方が出ていますので、そういったことを含めて区としても、24年度から放射能に対する対策課、課長をつけてやりますので、そういったところで検討していきたいと思っております。</p>
<p>P 委員</p>	<p>その課でやられることについての要望ということになりますけれども、今言いました水再生センターが、例えば昨年8月の終わりに250Bq/kg、脱水汚泥であ</p>

ります。その前はゼロにいったんなっていました。ということは新たにヨウ素が降ってきている。皆さんもご存じのように、合流式であるから雨水が降れば下水道に入って行って、それが集約される形になるわけですね。もちろんそんなレベルで降っていません。だけど集まってくるわけです。その当時から、1月ぐらいの値を見てもまだあります。50とかそれぐらいに減っています。これは全国的にあります。例えば、ホットスポットで騒がれた柏、我孫子、あの辺の下水処理をしている同じセンターで出る脱水汚泥では最高でも100行っていません。ということは、我々の杉並、板橋、練馬あたりの雨水から下水道に入り込んで、処理済の汚泥から出てきているもののほうが2倍以上濃かったということは、8月近辺少し前あたりを考えると、杉並区のほうが雨水によるヨウ素汚染、放射性物質による汚染がひどかったということです。セシウムがひどかったのは確かに我孫子、あのときのホットスポットですけれども、ホットスポットはその後移動してしまっていて、例えば去年11月に富士山の北の山梨県の下水処理場では2,000いっています。長崎で500いっています。ということは全国的に広がっているわけです。これは間断があるような状態で、ある条件で吹き出せば、雨や風によって運ばれて、そのとき降る。あるいは八王子あたりも1,000を超えたりということ、立川もそうですね。ということは、山間部ですり鉢状になっていて、ロート錠にそこに集まってくるということは高くなります。岩手の北上川を原発からさかのぼったところの値も2,000を超えています。ということは、継続的に出ているんですよね、ヨウ素が。原発事故と皆さんはおっしゃいますけれども、あれは放射能公害であって、それは継続している。大気汚染を扱われる部署としては、あれは公害であって、区民は公害被害者であるということは押さえなければいけなくて、残念ながら何らかの健康被害が出てきてしまう。出ないようにするのが国の役割でもあるし、我々もそう願いますけれども、出てきたときにレトロスペクティブに、過去どうでしたかと聞かれて、何がどれぐらい区には入って来ていました、その流路、経路としては雨水から大気から、あるいはセメントとして、先ほど建築の許可のお話がありましたけれども、骨材、砂利、アスファルト、あるいは下水汚泥を処理すると農業用の肥料にまでします。エコセメントとか、畑に入れるわけです。それとしては杉並にはどういう土壌がどれだけ入って来ましたということを把握されるふうにしないと。逆に推量できるような値を持っていないといけない。全部はチェックできないので、どう推量すればいいかを考えなければいけない。

<p>会長</p>	<p>これは残念ながら国も何も指針を出してくれていません。ですから今お話ししている値というのは、いくらでも国交省のホームページに下水道の全国のものを集めてはりつけてあります。そこから拾って僕はお話しているだけです。だから、データとしては国交省、政府も持っているし、東京電力はもちろん自分のところを出しているものを本当はわかっている。皆さん現状ヨウ素が杉並に降ってきて、雨が降るたびに降ってきているというふうにはなかなか理解していません。将来甲状腺がんに自分の子どもがなった、というような方から、杉並で甲状腺がんにかかわる要素になったヨウ素131、そういったものはいつごろどれくらい降り注いでいたのですかということについて区としては推測ができるデータを収集しておく必要がある。モニタリングだけではなくてです。マイクロシーベルトとして外にあるものから、外部被ばくするものを測りました、基準値以下でした、ということはそれには全然役に立たない。ですから、公害訴訟がこれから起こりますから、杉並区としてはそのときからこういう努力をしてきましたということを知恵を使ってやっていかないと国、そういったところは規則は絶対に決めてくれない、これまでの経験則からして。だから、そういうことまでやる部署にぜひしていただきたい。建築資材として入るものはトレースできるようにすべてチェックするよというふうには、区は上積み基準を設けなければいけないと思います。この間もお話ししましたけれども、それは砂利でも土でも全部そうです。今、やっている工事に使っている土はどこからどれだけ入れたのかを後から業者をさかのぼれるように、非常に難しいのはおわかりだと思うので、それをしなさいという指導をしておかなかつたらできないし、それが国や都との管轄でもめてくるお話になりますから、杉並のビジョンを出さなければいけないですね。杉並の環境のこの部署としてはこういう考えですと。国や都が言うことを参考にするのはなくて、発信していただきたいというのが私の希望です。</p> <p>どうでしょうか。今のPさんの話は、Pさん自身の持論だと思いますが、いずれにしても雨水から入ると合流と分離で柏と比較してもしょうがないと思うのですけれども、いろいろやっていくと、今言ったように複雑な話が入ってきます。多分、大局的に見ると大体こういうことをやっておけばいいというのは、お考えとしていずれもう一度整理して出していただければいいと思うのですけれども、精緻にやろうとするととてもできないことなので、逆に言えば、どうやれば大局的に押さえられるのかというあたりをまた今度、すぐ答えると言っても難しいと思いますので、また後ほどそういうこともお話しいただければと思います。</p>
-----------	--

環境課長	<p>実際に新しい放射能の部署を設けて、今後対応していくという形になりますが、いずれにしても自治体の区でできる範囲というのもございます。そういった意味で、いろいろな皆さんのご意見もありますから、そういったことを少しちょっと考えながら、もちろん第一義的には国や東京都からの考え方も当然これからも出てくると思いますし、そういったものを踏まえて、今の段階ではやっていくという形だというふうに思っています。</p>
P 委員	<p>養生シートはどうされましたか。</p>
環境課長	<p>小学校の養生シートにつきましては、今、この区役所の本庁舎の地下3階のところにしっかりと鉛で養生の部屋をつくりまして、今そこに保管してございます。</p>
P 委員	<p>その費用は東電に請求してください。グラント代からさっぴいて.....。</p>
M 委員	<p>2点ありまして、今のお話とちょっと反対になるかもしれないんですけども、太陽光発電を進めていらっしゃるんですが、メンテナンスの面でもまだまだ大変だと思っておりますけれども、耐久年数も10年ぐらいというお話を聞いているんですけども、それを進めるにあたって、太陽光だけではなくて水力、風力というのはどうかなと思っておりますけれども、ほかに進めるものとかは考えていらっしゃるのかどうかを伺いたいと思っておりますけれども。</p>
環境課長	<p>杉並というのは典型的な住宅都市でございますので、例えば海があったり、山があったり、そういったところとは違います。ですから、とれる手段というのはなかなか限られてくるかなとは思いますが、そういったことも含めてどういう手段でこの再生可能エネルギーの推進が図れるかということも含めて、先ほど申し上げました来年度つくるエネルギービジョンの中で明らかにしていきたいなと思います。</p>
M 委員	<p>あと1点なんですけど、前々回、方南のほうの公務員住宅、緑化のお話をしましたが、その後住宅建設が中止になりまして、その後のことを伺いたいのと、環七の内側なんですけど、和田とか方南というのは内側で直下型の震災があったときにあまり外に出れない、車が通行禁止になるようなところで、やはり防火に対しての意識は高いんですが、そういった面でその土地を防災公園とか、何かそちらのほうにできるのか。そういう話がないのかというのを伺いたいんですが。</p>
みどり公園課長	<p>前回は中止になると思わないで報告したので、誠に申し訳ないんですが、その後、国のほうで中止にするということで、国と都と区の施設用地の有効活用の検討会を去年から行っています。そういった中で、今後どうするかということは論</p>

	<p>議されているというふうに伺っておりますが、具体的にどうするという事は聞いてはございません。</p> <p>確かに、防火の話と言うと木密の関係で不燃化であるとか耐震化、先ほど総合計画の一つの目玉としては燃えにくく、壊れにくいまちをつくっていくというのは重点施策として考えてございます。その中で当然、高円寺、阿佐ヶ谷もそうですが、杉並区内木密の地域が広範にありますので、今後の安全なまちづくりの中で重点的に区として取り組んでいくというふうに考えてございます。都のほうもそういった施策を出していきますので、今後数年の中で具体化が図られるのかなと思っています。その中で、方南についても委員が言われたような検討がされると思います。</p>
<p>会 長</p> <p>V 委 員</p>	<p>よろしいでしょうか。どうぞ。</p> <p>話題が飛んでしまうんですけども、環境博覧会につきまして復活しないのかという質問を2、3人から受け取っております。やるとしたら予算措置も必要でしょうから、具体的に実際どう考えておられるのか、計画されておられるのかを伺いたいです。</p>
<p>環 境 課 長</p>	<p>環境博覧会につきましては、予算については計上してございません。要は、環境博覧会は実際にその各環境団体の方々が実際にその活動をPRするとか、多くの方々に集まっただいて、まさに環境活動を推進していくという視点で開かれておりました。ただ、もちろん一過性のイベントという形でそういったものを開催し、環境にふさわしい、ここにも関係がありますけれども、環境を大切にす生活スタイルの促進、そういったことを考えるという考え方もありますが、また一方で、例えば、今、実際に検討会をつくって、今日も午前中にやっていたんですが、例えば荻窪にあります環境情報館を使って、そういった環境を大切にす生活スタイルの促進を図るとか、さまざま、それぞれ時期に応じたやり方というのがあるのかなと思ってございまして、24年度予算、あるいはまた今日お示しました総合計画、基本実行計画の中では環境博覧会については計上していないということでございます。</p>
<p>U 委 員</p>	<p>再生可能エネルギーを活用した住宅都市づくりに関連している質問なんですが、1番の仮称地域エネルギービジョンの策定・推進ということで、24年度に策定が決まっております。これはビジョンでございまして、行動計画は合わせておつくりになるのでしょうか。というのが1つです。もう一つ、3番の区立施設の再生可能エネルギーの利用拡大、これも重点になっておりますが、経費はゼロ</p>

環境課長	<p>で、これは100万以下だからゼロなのか、それともやはり施設にかかるものではかのところでお出しになるからゼロなのかということなんですが、これが施設の再生可能エネルギーの利用拡大はここに書いてあるように、建て替えや大規模改修に合わせてなされるのか。もうちょっと積極的に既設の公共施設には建て替えや改修にかかわらずつけていくというお考えなのか、ちょっと教えてください。</p> <p>まず、1点目ですけれども、エネルギービジョンにつきましては、具体的に基本指針として策定するという形ではご説明をさせていただきますが、その具体の計画をどの程度乗せるのか、ビジョンという中にそのビジョンをわかりやすくするために乗せるのか。あるいは基本計画を改定しますので、そういった中に乗せていくのかというのは、今後先ほども申し上げたようにそういった中に乗せていくのかというのは今後先ほども申し上げたように、ビジョンは策定、基本計画は改定という形で同時並行で進めてまいりますので、そういった中で少し検討していきたいなと思っています。それが1点です。</p> <p>それから、区立施設のほうですけれども、もちろん基本的には再生可能エネルギーの付設、そういったものに関してはやはり新しくつくる施設、これが中心になるのかなというふうには思っています。今後、また施設を再編するとかそういった計画がございますので、そういった中で当然必要な予算に関しては考えていくという形になるかなと思います。</p>
U 委員 環境課長 会長	<p>このゼロは、</p> <p>24年度は計上はしてないということです。</p> <p>そろそろ時間も迫ってきたので、この辺でよろしければ切らせていただきます。報告案件はこれですべてご報告いただいたということになりますけれども、そのほかありましたら事務局のほうから。</p>
環境課長 会長	<p>長時間にわたりありがとうございました。次回の環境清掃審議会の日程についてちょっとお諮りしたいと思うんですが、5月24日、あるいは25日、いずれも午後2時、今日と同じ時間です。皆さんにちょっとお諮りしたいと思うんですが、いかがでございましょうか。</p> <p>では、まず24日の午後2時からご都合の悪い方は挙手をお願いいたします。お1人、お2人ですね。25日、ご都合の悪い方は。ああ、これも2人ですね。そうするとどういたしますか。変えられる余地がないという形のご予定でしたらば…</p> <p>…。</p>
U 委員	<p>24日はちょっと早めに途中で退席させていただければ、多分、15時半まではい</p>

	られます。
会 長	そうですか。ほとんどそれで終わるような形ですから。それでは、24日、申し訳ないですけれども、Fさんが駄目だとおっしゃったんですね。
F 委 員	調整はしますが。
会 長	一応、申し訳ないですけれども、24日の14時からということで、お願いしたいと思えます。
環 境 課 長	よろしく願いいたします。事務局のほうからは以上でございます。
会 長	そうしますと、あと私のほうから質問なんですけれども、今いろいろな諮問事項が来年度はあるというお話でしたけれども、僕ら自身の任期というのは、これは近く切れますね。ちょっとその辺ご説明いただけますか。
環 境 課 長	環境清掃審議会委員の任期でございますが、こちらのほうは2年という形になってございまして、一昨年、皆さんにはご就任をいただきましたので、来年度今年6月までという形になります。改めてこの件につきましても委員の改選も含めて事務局のほうからご案内を申し上げます。
会 長	次回にはそういう話は出るのでしょうか。よろしく願いします。 それでは、以上で今日の審議は終わらせていただきたいと思います。 どうもありがとうございました。
環 境 課 長	ちょっとすみません、最後に。
環 境 清 掃 部 長	それでは最後にちょっとお時間を拝借いたしまして、私ども事務局、これまでさせていただきましてけれども、この4月をもちまして、私、環境清掃部長から今度飯田橋に区政会館というのがございまして、二十三区の清掃事業のいろいろ取りまとめをやっているところですが、その調整担当の部長ということで出ていくことになりました。審議会の委員の皆様には大変お世話になりました。この場をお借りして改めて心から御礼を申し上げます。本当にありがとうございました。
会 長	ありがとうございました。
環 境 課 長	同じく環境課長として3年間、審議会の委員の皆様には大変お世話になりました。私も来年度から、同じ庁舎の中なんです、区民生活部の管理課というところで管理課長を区長から拝命いたしました。本当に3年間、皆さんとは現行の環境基本計画を初めとして、環境影響調査、アセスを2本やらせていただきました。さらには環境白書の作成、さまざまな面で皆さんからご指摘、ご指導をいただいたということで大変感謝をしております。本当にありがとうございました。

<p>会 長</p>	<p>た。お世話になりました。</p>
<p>方南支所担当課長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>方南支所担当課長を4月からやっております。1年なんですけれども、また4月に今度防災課長ということで異動になりますので、短い間でしたけれどもいろいろお世話になりました。今後とも防災ということで、いろいろお世話になるかと思っておりますので、よろしくお願いたします。</p>
<p>環 境 課 長</p>	<p>この審議会の運営につきましてはもちろん後任の部長、あるいは課長のほうからしっかりと引き継ぎますので、またひとつ来年度もよろしくお願いたします。以上でございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>それでは、これで終了させていただきたいと思っております。</p>
<p>環 境 課 長</p>	<p>以上でございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>わかりました。どうもありがとうございます。</p>